第二十三条第三項中「租鉱権者となろうとする者の戸籍の謄本もしくは抄本もしくは登記事項証明書または日本国民もしくは日本国法人であることを証する書面」を「次の各号に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一　租鉱権者となろうとする者の戸籍の謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書又は日本国民若しくは日本国法人であることを証する書面

二　様式第二の一による事業計画書

三　租鉱権者となろうとする者の事業に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びにこの資金の調達方法を確認すべき書類

四　租鉱権者となろうとする者が法人である場合にあつては、直前三年の貸借対照表及び損益計算書、定款並びに役員の履歴書

五　租鉱権者となろうとする者の主たる技術者の履歴書

六　租鉱権者となろうとする者の鉱物の掘採に係る体制を記載した書面

七　租鉱権者となろうとする者が法第二十九条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

八　その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類

第二十四条第二項中「前条第二項」の下に「及び第三項（第一号及び第七号を除く。）」を加える。

第二十六条中「第八条第一項但書」を「第八条第二項及び第三項」に、「および」を「並びに」に改める。

第二十六条の二中「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第四条第四項の規定は、前三項の申請書又は届書に準用する。

第二十七条第一項中「または」を「又は」に、「試掘権者」を「一般試掘権者」に、「採掘権者」を「一般採掘権者」に改め、同条第二項中「または」を「又は」に、「試掘権者」を「一般試掘権者」に、「採掘権者」を「一般採掘権者」に、「および」を「及び」に改め、同条に次の一項を加える。

4　経済産業局長は、施業案の認可をするには、あらかじめ産業保安監督部長に協議しなければならない。

第二十七条の三中「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改め、同条を第二十七条の五とする。

第二十七条の二中「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改め、同条を第二十七条の四とする。

第二十七条の次に次の二条を加える。

第二十七条の二　法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により施業案の認可の申請をしようとする者は、様式第二十による施業案に、その説明図及び事業計画書を添えて、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

2　前項の認可を受けた施業案の変更の認可の申請をしようとする者は、様式二十による新たな施業案に、その説明図及び変更の理由を記載した書面を添えて経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

3　前条第三項及び第四項の規定は、前二項の申請に準用する。

第二十七条の三　経済産業局長は、法第百条第一項若しくは第二項の規定による勧告又は同条第三項の規定による命令をするには、あらかじめ産業保安監督部長に協議しなければならない。

第三十条の二の次に次の一条を加える。

（定期の報告）

第三十条の三　法第七十条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により報告をしようとする者は、毎年五月末日までに様式第二十二の一により次の各号に掲げる事項を記載した定期報告書を、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

一　毎年三月末日時点における法第六十三条の二第一項又は第二項で定めた施業案の進捗状況

二　毎年三月末日時点における特定鉱物の掘採の状態

三　毎年三月末日時点における特定鉱物の鉱床の状態

四　毎年三月末日までの一年間における鉱産物の数量、その販売の数量、金額及び販売先

第三十一条第二項中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改める。

第三十二条第二項中「行なう」を「行う」に、「および第二十七条の三」を「、第二十七条の二及び第二十七条の四」に改める。

第三十三条中「第二十七条の三」を「第二十七条の四」に、「および第三十二条第二項」を「及び前条第二項」に改める。

第三十四条中「または」は「又は」に、「左に」を「次に」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改め、同条第一号中「または」は「又は」に、「および」を「及び」に改め、同条第二号中「および」を「及び」に改め、同条第三号中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改め、同条第四号中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

第三十五条の前の見出し中「または」を「又は」に改め、同条中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同条第一号中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同条第四号から第六号までの規定中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

第三十五条の三中「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改める。

第三十五条の四の見出し中「または」を「又は」に改め、同条中「または」を「又は」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「または」は「又は」に、「および」を「及び」に改め、同条第四号及び第五号中「または」を「又は」に改める。

第三十七条中「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改める。

第四十条中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改める。

第四十一条第一項中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改め、同条第二項中「左に」を「次に」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改め、同項第一号中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同項第二号中「または」を「又は」に改め、同項第四号中「および」を「及び」に改める。

第四十二条中「または」を「又は」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改める。

第四十三条中「左に」を「次に」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改める。

第四十四条の次に次の一章を加える。

第四章の二　鉱物の探査の許可等の手続

（法第百条の二第一項の経済産業省令で定める方法等）

第四十四条の二　法第百条の二第一項に規定する地震探鉱法については、人工的に振動を起こすことで地震波を発生させ、その反射波を検知する方法をいう。

2　法第百条の二第一項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法のうち一定の区域を継続して使用するものであつて、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第二項の規定による排他的経済水域若しくは同法第二条の規定による大陸棚に係る海域又は領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第一条第一項の規定による領海若しくは内水（内水面を除く。）において行うものとする。

一　電磁法（電磁波を海底面近くで発生させ、生じた電磁場の変化を検知する方法をいう。）

二　集中的サンプリング探査法（底質を収集する機器を用いて、底質を集中的に収集する方法をいう。）